

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	不妊治療費助成に関する事務【令和11年4月1日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分県は、不妊治療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県知事

公表日

令和7年12月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	不妊治療費助成に関する事務
②事務の概要	<p>1 事務の概要 大分県特定不妊治療費等助成事業実施要綱(平成29年3月31日施行。以下「実施要綱」という。)及び大分県特定不妊治療費等助成金給付要綱(平成29年3月31日施行。以下「給付要綱」という。)に基づき、不妊治療費等の助成に関する申請があつた場合、審査を行い結果を通知する。申請者は、保健所に申請を行い、決定が行われる。</p> <p>2 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 (1)不妊治療費等助成金の支給に関する事務(実施要綱第5条) (2)特定不妊治療費等助成金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(給付要綱第7条) (3)特定不妊治療費等助成金給付台帳に関する事務(給付要綱第10条) (4)特定不妊治療費等助成金の返還に関する事務(給付要綱第9条)</p>
③システムの名称	大分県統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、不妊治療費等助成金給付台帳システム
2. 特定個人情報ファイル名	
不妊治療費等助成金給付台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>○行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項(利用範囲)</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年大分県条例第27号。以下「番号利用等条例」という。)第4条第1項(個人番号の利用範囲)別表第一の2の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則(平成28年大分県規則第60号)第4条</p> <p>※令和6年3月31日の事業終了に伴い、独自利用事務から削除済</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <p>○番号法第19条第9号(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条</p> <p>○番号利用等条例第4条第1項(個人番号の利用範囲)別表第一の2の項</p> <p>※令和6年3月31日の事業終了に伴い、独自利用事務から削除済</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分県福祉保健部こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分県情報センター 所在地: 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号: 097-506-2285

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 大分県福祉保健部こども未来課
所在地: 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号: 097-506-2672(内線: 2753)

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1,000人以上1万人未満]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 1,000人未満(任意実施)2) 1,000人以上1万人未満3) 1万人以上10万人未満4) 10万人以上30万人未満5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 500人以上2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 発生あり2) 発生なし
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行う。権限のない者がアクセスできないよう、ユーザ認証の管理を行う。	

9. 監査

[自己点検] [内部監査] [外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 特に力を入れている]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	I 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ(内線番号)	2719	2718	事後	人事異動
令和1年6月25日	IV 基礎項目評価書		新様式への変更	事後	基礎項目評価書の改正
令和5年5月30日	I-3 法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年大分県条例第27号。以下「番号利用等条例」という。)第4条第1項(個人番号の利用範囲)別表第一の1の3の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則(平成28年大分県規則第60号)第3条の3 ○住民基本台帳法施行条例(平成14年大分県条例第43号)第2条(本人確認情報の利用に係る事務) 別表第一の7の項	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年大分県条例第27号。以下「番号利用等条例」という。)第4条第1項(個人番号の利用範囲)別表第一の2の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則(平成28年大分県規則第60号)第4条	事後	
令和5年5月30日	I-4-②法令上の根拠	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年特定個人情報保護委員会規則第5号)第2条 ○番号利用等条例第4条第1項(個人番号の利用範囲)別表第一の1の3の項	○番号法第19条第9号(特定個人情報の提供の制限) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条 ○番号利用等条例第4条第1項(個人番号の利用範囲)別表第一の2の項	事後	
令和5年5月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和5年1月31日時点	事後	
令和5年5月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和5年1月31日時点	事後	
令和5年5月30日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(提供)	[○]接続しない(提供)	事後	
令和7年9月30日	評価書名	不妊治療費助成に関する事務	不妊治療費助成に関する事務【令和11年4月1日終了】	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	I－3 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等のに関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年大分県条例第27号。以下「番号利用等条例」という。)第4条第1項(個人番号の利用範囲)別表第一の2の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等のに関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則(平成28年大分県規則第60号)第4条 	<ul style="list-style-type: none"> ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等のに関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年大分県条例第27号。以下「番号利用等条例」という。)第4条第1項(個人番号の利用範囲)別表第一の2の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等のに関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則(平成28年大分県規則第60号)第4条 <p>※令和6年3月31日の事業終了に伴い、独自利用事務から削除済</p>	事後	
令和7年9月30日	I－4－②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ○番号法第19条第9号(特定個人情報の提供の制限) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等のに関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条 ○番号利用等条例第4条第1項(個人番号の利用範囲)別表第一の2の項 	<ul style="list-style-type: none"> ○番号法第19条第9号(特定個人情報の提供の制限) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等のに関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条 ○番号利用等条例第4条第1項(個人番号の利用範囲)別表第一の2の項 <p>※令和6年3月31日の事業終了に伴い、独自利用事務から削除済</p>	事後	
令和7年9月30日	II－1 いつ時点の計数か	令和5年1月31日時点	令和7年8月1日時点	事後	
令和7年9月30日	II－2 いつ時点の計数か	令和5年1月31日時点	令和7年8月1日時点	事後	
令和7年9月30日	IV 8. 人手を介在させる作業		十分である	事後	基礎項目評価書の改正
令和7年9月30日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	基礎項目評価書の改正
令和7年9月30日	当該対策は十分か【再掲】		特に力を入れている	事後	基礎項目評価書の改正